

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
所有地	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	現況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

		農地面積 (㎡)			樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑			
使用収益権を有する土地	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	現況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採草放牧地	合計
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m ²)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
確保しているもの	所有				
	リース				
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕耘機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴_____年、農業技術修学歴_____年、その他(_____)

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況: _____)
	増員予定:	(農作業経験の状況: _____)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況: _____)
	増員予定:	(農作業経験の状況: _____)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
k m	自動車 ・ 自転車 ・ 徒歩 (_____) 分

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託の引受けの内容等

信託契約の有無	信託契約の内容
有・無	

〈農地法第3条第2項第4号関係〉(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

世帯員等	氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
	ア				
	イ				
	ウ				
	エ				

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込みを)「←→」で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間													
その者が農作業に常時従事する期間	ア												
	イ												
	ウ												
	エ												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

〈農地法第3条第2項第5号関係〉（転貸する場合のみ記載してください）

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第6号関係〉

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

--